**委託契約書**

　○○○○工業株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社○○○○○システム（以下「乙」という。）は開発ソフトウェアが組込まれた○○○○システム（製品）（以下「本システム」という。）の作成（製造）に関し、次の通り契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（基本条項）

第１条　甲は、乙に対して甲の開発事業にかかる○○○○○○についての作成（製造）を委託し、乙はこれを受託する。

（作成（製造）の指示）

第２条　乙は、本システム（製品）の作成（製造）を甲の交付する仕様書、および図面等に従って実施する。

（委託代金）

第３条　甲乙は、本システム（製品）の作成（製造）委託代金については、協議のうえ次のとおり決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| システム（製品）の内容 | 算　定　基　礎 | 金　　額（円） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（納入期日等）

第４条　乙は、甲の指示によって定められた納入期日までに本システム（製品）の作成（製造）を完了し、甲の指示する場所に納入する。

（製品検査等）

第５条　甲は、乙から本システム（製品）の作成（製造）を受領後、遅滞なくその内容を検査し、その内容が仕様書および図面等と異なるときは、受領を拒否することができる。

２　乙は、甲が本システム（製品）の作成（製造）受領を拒否したときは、乙がその費用をもって引取り、新たに作成（製造）し直すものとする。

３　前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

（契約不適合責任）

第６条　乙は甲に納品後、１年以内に本システムに組込まれたソフトウェアについて、種類、品質または数量に関して、直ちに発見できない、契約内容への不適合が発見されたときは、乙の費用負担でこれを修正しなければならない。

（所有権）

第７条　甲乙は、本システム（製品）の作成（製造）の所有権が甲に帰属することを確認する。

２　乙は、本システム（製品）の作成（製造）を甲に引き渡すまでの間、本システム（製品）の作成（製造）に係るものを善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、これらを第三者に対して譲渡、貸与、担保提供など、甲の所有権を侵害する一切の行為をしてはならない。

（保証）

第８条　乙は、甲に対し、本システム（組込まれたソフトウェアを含む）が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証する。

（知的財産権）

第９条　本システム内のソフトウェアの全ての著作権（著作権法第27条及び同法第28条の権利を含む）は、甲から乙への委託代金の完済により、乙から甲に移転するものとする。

但し、乙が従前から有していた、モジュール、ルーチン等に関する著作権は乙に留保されるものとする。

２　乙は本システム内のソフトウェアに関する著作者人格権を甲又は甲から著作権の譲渡を受けた第三者に対し行使しないものとする。

３　甲は本システムの複製、修正、販売、頒布、ライセンス、特許の取得等の権利を取得する。乙は、甲の権利を確実なものとするために最大の努力をするものとする。

４　本件契約に基づいて乙が本ソフトウェアの作成作業を行った際に、乙が発明したときは、特許を受ける権利または特許権は甲に帰属するものとする。ただし、甲、乙双方が協議、合意したときは、乙が当該権利を取得することができる。乙は甲の事前の承諾なく特許出願してはならない。

（委託代金支払）

第10条　甲は、本システム（製品）の作成（製造）の代金については、毎月　　日までに乙の指定する金融機関の口座に対して払込むものとする。

　又は

甲は、本システム（製品）の作成（製造）の代金については、第５条のシステム

（製品）の作成（製造）を検査後乙の指定する金融機関の口座に対し払込をする。

（再委託の禁止）

第11条　乙は、本システム（製品）の作成（製造）を第三者に委託してはならない。

（秘密の保持）

第12条　乙は、本件契約の履行を通じて知り得た甲のシステム（製品）内容の秘密に関する事項を外部に洩らしてはならない。ただし、公知となった情報については、この限りではない。

（報告書の提出）

第13条　乙は、本件契約に基づく本システム（製品）の作成（製造）を行った結果について、甲に対しその指示する期日までに、報告書を提出する。

（反社会的勢力との取引排除）

第14条　甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1)　自己及び自己の役員・株主・取引先等（以下、「関係者」という）が、反社会的勢力でないこと。

(2)　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。

(3)　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。

(4)　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。

(5)　自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

２　甲及び乙は、前項に関して相手方が行う調査に協力するものとする。

３　第１６条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとする。

（協　議）

第15条　本件契約に基づく本システム（製品）の作成（製造）を行うにあたり、甲乙当事者間で紛争が生じた場合、若しくは本契約に疑義が生じた場合は、すみやかに協議する。

（解　除）

第16条　甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 重大な過失又は背信行為があった場合

(2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

２　甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる

３　甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならない。

（損害賠償）

第17条　甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、当該相手方に対し損害賠償に対して協議するものとする。

（契約期間）

第18条　本件契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（残存義務）

第19条　乙は、本契約の期間満了後または契約解除後においても、本契約において規定する秘密保持に関する条項は有効に存続し、その義務を負うものとする。

（合意管轄）

第20条　本契約から争いが生じた場合は、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

　上記契約を証するため、本契約書　通を作成し、各自記名捺印のうえ各１通を保持する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲〔所在地〕

　　　実印

　　　　　　　　　　　　　　乙〔所在地〕

　　実印